# ビジネス3分間講座 マイナンバー制度

2016年1月から利用が始まるマイナ ンバー制度。民間企業はマイナンバー をどのように扱うべきなのか。

# 2016年1月から開始される マイナンバー制度

マイナンバー制度は、「行政を効率 化し、国民の利便性を高め、公平・公 正な社会を実現する社会基盤 | として 設けられたもので、制度開始により、 税負担の公平化・不正受給の防止、行 政機関などでの情報の一本化による作 業の効率化、行政手続の簡素化などが 実現される。

具体的には、2016年1月からは、国 の行政機関や地方公共団体などでの社 会保障、税、災害対策の行政手続にお いて、マイナンバーが必要になる。そ のため、年金・雇用保険・医療保険の 手続、生活保護・児童手当その他福祉 の給付、確定申告などの税の手続など で、申請書等にマイナンバーの記載を 求められることとなる。税や社会保険 の手続きでは、公的な機関だけでな く、事業主や証券会社、保険会社など が手続きを代行することもあるため、

勤務先や証券会社、保険会社などの金 融機関にもマイナンバーの提出を求め られる場合もある。このため、国の行 政機関や地方公共団体だけでなく、民 間企業でもシステムの改修や構築が求 められている。

## 徹底した対策の見直し 制度利用を踏まえた進備を

マイナンバーの取り扱いは個人情報 保護法よりも厳格な保護措置が設けら れている。そのため、企業側にも安全 管理措置として、組織体制の整備や事 務取扱担当者の監督・教育など「組織 的・人的安全管理措置 | 、特定個人情 報等を取り扱う区域の管理、機器や電 子媒体などの盗難防止、アクセス制御 など「物理的・技術的安全管理措置」 の徹底が求められている。

企業においては、いま一度、対策の 見直しと制度利用を踏まえた準備が必 要であろう。

参考資料:「マイナンバー社会保障・税番号制 度」(内閣官房)、「マイナンバーガイドライン 入門(事業者編)」(特定個人情報保護委員会事

#### JECCニュース編集部 からのお知らせ

本誌送付先の変更・中止につ いては弊社調査課までご連絡い ただきますようお願い申し上げ ます (ご連絡の際は、送付ラベ ルに記載されているお客様番号 をお知らせください)。

お客様からご提供いただいた 個人情報はIECCニュースの発 送のみに利用させていただき、 それ以外の目的で利用すること はありません。なお、個人情報 の取り扱いについては、弊社 ホームページに掲載しておりま す「個人情報保護方針(http:// www.jecc.com/policy.html) 」を ご参照ください。

### 【送付先の変更・中止、 個人情報に関するご連絡】

₹100-8341

東京都千代田区丸の内3-4-1 株式会社IECC

技術調査部調査課

IECCニュース編集部

TEL: 03-3216-3680 FAX: 03-3216-3175

e-mail: jeccnews@jecc.com